

遅延理由書

令和7年度(2025年度)採用関係書類(給与関係)について、本来、提出期限の令和6年(2024年)10月25日までに提出すべきところ、下記の理由により遅延しますことを申し出ます。

また、下記の注意事項をよく読んだうえで、今後の関係書類の提出計画を立てて、これを誠実に履行することを約束しますので、特段のご配慮のほどお願いいたします。

なお、この約束を反故にした場合は、私に提出する意思がなく採用を辞退したものとみなされること等がありましても異議ありません。

記

1 提出すべき書類の名称(給与関係書類に限る。)

2 提出期限内に提出できない理由

3 提出計画

令和6年 月 日 までに上記書類を提出すること約束します。
(ただし、原則として令和6年11月22日を超えて提出することは認められません。)

大阪府豊能地区教職員人事協議会 様

令和 年 月 日

受験番号
名 前

【注意事項】

あなたから提出された必要書類の内容を確認して、あなたが採用後に受け取られる給料の「金額決定」や「支給手続」を行います。

つきましては、今後の採用手続きを適正かつ円滑に進めていくために、説明書類を熟読のうえ、「正確な書類作成」と「期限内の書類提出」に努めてください。勤務先の都合で書類の提出が遅延する等、やむを得ない場合も含め、本書にて提出計画を速やかにお知らせください。

なお、あなたが必要書類をその提出期限までに提出されないとき、又は、提出された書類の記入内容に必要事項が具備されていないとき(学歴や職歴の記入の誤りや漏れがあるなど)は、次の場合がありますので、くれぐれも注意してください。

(1) 採用を辞退したものとみなされることがあります。(2) 給料の金額が少なくなることがあります。(給料金額が本来受け取ることができる金額よりも少ない金額になるなど)(3) 給料の支給ができないことがあります。